

# できることから減量化・身近なところで一工夫

ごみ減らしの  
ヒント①

## 家庭ごみはとことん分別！

紙類は、小さなものでも分別を徹底してリサイクルすれば、ごみを減らすことができます。

ごみ減らしの  
ヒント②

## 生ごみはきっちり水切り！

排出された生ごみは7～8割の水分が含まれています。十分に水気を切ることで重量が減り、焼却するための燃料使用量の削減や焼却施設の延命化につながります。



ごみ減らしの  
ヒント③

## 暮らしの中でしっかりと3R

3R(スリーアール)とは、「リデュース」「リユース」「リサイクル」の3つの英語の頭文字をとったものです。

### ごみになるようなものは買わない もらわないことも大切です。

リデュース

Reduce

ごみを  
出さない

- ・使い捨ての商品はできるだけ買わない。
- ・エコマークなどが付いた環境にやさしい商品を選ぶ。
- ・レジ袋や過剰包装は断る。
- ・お買い物するときは、マイバッグを持ち歩く。



リユース

Reuse

くりかえし  
使う

### すぐに捨てない もう一度活用しましょう。

- ・本や衣類などは、兄弟姉妹やお友達の間で譲り合う。
- ・再利用できる商品を選ぶ。
- ・フリーマーケットやリサイクルショップを活用する。

リサイクル

Recycle

再び資源に

### きちんと分別することで、 再生利用することができます。

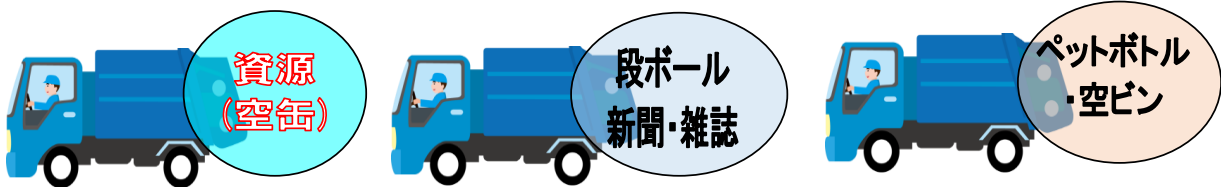
- ・ごみ出しの曜日など、地域のルールを守る。
- ・生ごみは、コンポストや電気式生ごみ処理機などで堆肥にする。

# ごみの出し方について

ごみ出しは、ごみ分別収集カレンダーを見て **収集日の朝7時30分から8時30分ま** に出してください。

ごみの種類		袋の種類	文字	【注意事項】 ・お店等のごみは、  家庭ごみの集積所へ出すことはできません。 あきピンとペットボトルは別々の袋に入れて下さい。
もやせるごみ		黄色の指定袋	黒色文字	
燃えないごみ		透明袋	緑色文字	
資源ごみ	空き缶	透明袋	青色文字	
	ペットボトル			
	空ビン			
	古紙類 (段ボール・新聞)			

資源ごみは、種類ごとにしっかりと分別して出してください。



## 町が収集できないもの



●粗大ごみ ⇒11ページをご覧ください。

◎このようなごみは、ルール違反です。  
違反ごみシールを貼り、そのまま残してあります。  
出した方は持ち帰って、適正に処理してください。



## ①正しく分別しましょう。

分別区分に従って正しく分別してください。ルール違反のごみは「違反ごみシール」を貼ってごみ集積所に残します。違反ごみを出した方は、持ち帰って正しく分別し直して次回の収集日に出してください。



## 違反ごみシール

## ②本町指定袋に入れましょう。

「もやせるごみ(黄色)」「燃えないごみ(透明緑文字)」「資源ごみ(透明青文字)」は、必ず町の指定袋に入れてください。

## ③決められた収集日に出しましょう。

収集日は、地域により異なります。家庭ごみ収集カレンダーで確認しましょう。ごみ集積所は、収集するまでの一時的な排出場所で、ごみ捨て場ではありません。利用する皆さんで清潔にしてください。



## ④決められた時間内に出しましょう。

収集日当日の朝7時30分から8時30分までにごみ集積所に出してください。決められた時間以降に出されたごみは収集しません。また、指定日前に出すと集積所周辺の方のご迷惑になります。



## ⑤決められた集積所へ出しましょう。

お住まいの地域で決められたごみ集積所に出しましょう。ごみ集積所の管理は、地域の皆さんで行なっています。他の地域のごみ集積所には出さないで下さい。

**不法投棄は、5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金刑**となりますので、ご注意下さい。

# もやせるごみ

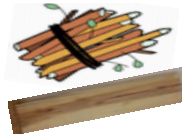
出す時間：朝7時30分～8時30分

## 資源にならない紙類

・汚れたり濡れたりした紙や加工してある紙



## 草花・落ち葉・枝木・板ぎれなど



- 落ち葉・草・花などは、コンポスト容器を利用して堆肥化にしましょう。
- ごみに出すときは、乾燥させ、土を落としてからごみ袋に入れてください。  
(出すときは4袋まで)
- 長いものは、30cm以内に切ってからごみ袋に入れて出すこと。

## 衛生的に処理するもの・その他

紙おむつ・湿布剤など



- ・汚物はトイレに捨てる。
- ・紙オムツは、小袋に入れて口をしっかりと結んでから指定袋に入れるなど不衛生にならないようにする。
- ・タバコの吸殻は、必ず1回水に湿らせてから出すこと。

## トゲのある草木



- ・積み込み作業をしている時に、手をケガする場合があります。竹串やトゲのある草木は、折って新聞紙に包むなどして「危険」と書いて出してください。

## 台所のごみ



アルミホイル

マヨネーズの容器

食用油の容器

生ごみ

卵の容器

## 皮革製品



財布

グローブ

かばん・バック

靴

## プラスチック製品



バケツ

プラスチック製容器

CD・DVD

ビデオテープ

プラスチック製おもちゃ

## ゴム製品



ボール

ゴム手袋

長靴

## 衣類



## その他



ぬいぐるみ

クッション

手袋

セーター

ストッキング

・その他の「もやせるごみ」については、ごみ分別表(P18～)をご覧ください。

# 燃えないごみ

出す時間：朝7時30分～8時30分

●燃えないごみに出すものは、ガラス類、陶磁器類、複合製品、金属類、など

## ガラス類

※割れたガラスなどは、新聞紙などに包んで  
**危険ワレモノ**と明記して出してください。



ガラス

コップ

## 陶磁器類

※割れた茶碗など危険なものは、新聞紙などに包んで  
**危険ワレモノ**と明記して出してください。



湯呑み

皿・茶碗

急須

土鍋

植木鉢

花瓶

## 複合製品(多種類の素材でできているもの)

※家電類のコードは切ってから  
出すこと。



カメラ

電卓

電話機

電気ポット

ドライヤー

ラジカセ

ライター

※必ず中身を使い切る。

## 金属類



使い切って  
穴を開け  
ない。

カセットボンベ(缶)

金属キャップ

傘

フライパン

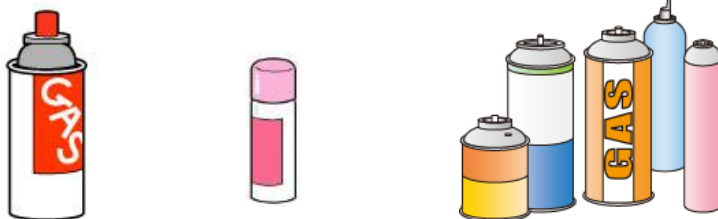
鍋

ヤカン

## スプレー缶類

## その他金属類

・「スプレー缶」、「カセットコンロ用ガスボンベ」は、使い切って  
燃えないごみとして指定袋に入れて出すこと。(缶に穴は開けない。)



・その他の「燃えないごみ」については、ごみ分別表(P18～)をご覧ください。

# 資源ごみ

## 1. 空き缶

出す時間：朝7時30分～8時30分

- ・缶は、つぶさない。吸殻を空き缶に詰めないでください
- ・中をきれいにすすいで、水切りをする。
- ・スチール、アルミと表示されている缶を資源ごみに出す。



リサイクルマーク

### 飲み物缶



### 缶詰缶



### 角缶



### 丸缶



## 2. ペットボトル

出す時間：朝7時30分～8時30分

※ ラベルに



マークのついたボトルが対象品です。



1. ふた（キャップ）をははずす
2. ラベルを取る
3. 簡単に水を洗います

●つぶさないでください。

・下記のようなものは、ペットボトルではありません。プラスチック製容器包装です。(もやせるごみへ出す)



## 3. ビン類

出す時間：朝7時30分～8時30分



中身を出してから軽くすすいで、資源ごみの袋に入れて出してください。

※ふたは外して、金属製のふたは燃えないごみそれ以外のふたは燃やせるごみに出して下さい。

## 4. 古紙類

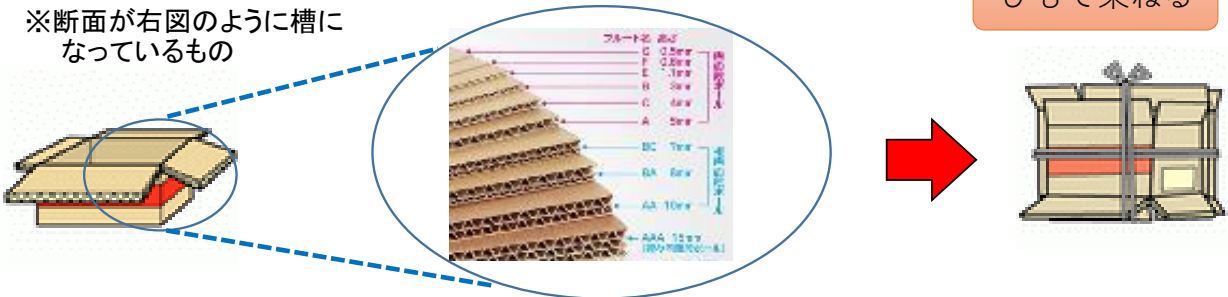
出す時間：朝7時30分～8時30分

段ボール・古紙類は資源ごみとして回収されると、新たな資源として生まれ変わり、再び製品となります。資源ごみのリサイクルにご協力ください。

段ボール・新聞紙・雑誌などの古紙類は、ぬれてしまうとリサイクルできなくなりますので、雨の日、雨の降りそうな日は次回の収集日に出すようにお願いします。

### 段ボール

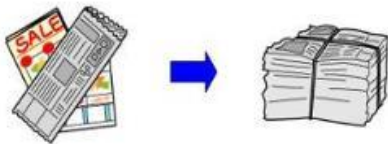
※断面が右図のように槽になっているもの



ひもで束ねる

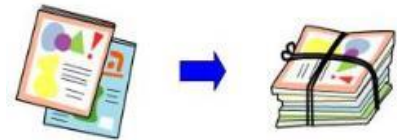
- 付いているガムテープ・ビニール・金具・シール等を取り除いてください。
- 濡れた段ボールは、リサイクルできません。ぬらさないようにしてください。

### 新聞・チラシ



- 新聞、チラシは、一緒に束ねる

### 雑誌類



- ひもで束ねる

ぬらさないようにしてください。

シュレッダー紙



※シュレッダー紙は、リサイクルできません。もやせるごみに出してください。

※ 対象品目以外は混ぜないでください。

# 有害ごみ

乾電池・蛍光管など

6月・12月に回収します。



対象品目乾電池(アルカリ・マンガン)



蛍光管(丸管・直管・電球形)

- 蛍光管は、割れないように購入時の箱に入れて出してください。
- 「乾電池」と「蛍光管」は、分別して出してください。
- 乾電池や蛍光管は、透明な袋に入れて出してください。
- 蛍光灯器具から蛍光管を取り外し、蛍光管のみを出してください。
- 蛍光灯器具は、指定ごみ袋に入れて「燃えないごみ」の収集日に出してください。
- 衛生センターまたは加計呂麻クリーンセンターには、直接持ち込みができます。
- ライターは、中身を使い切って「燃えないごみ」の収集日に出してください。
- グロー球などは「燃えないごみ」の収集日に出してください。

## 【使用済み乾電池のリサイクル】



- 使用済み乾電池が下記の製品に生まれ変わります。

・乾電池の外缶	⇒ 鉄製品へ
・マンガン	⇒ 微量元素肥料原料
・亜鉛	⇒ 亜鉛地金
・水銀	⇒ 蛍光灯の材料

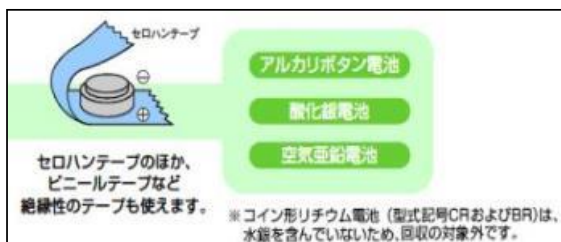
## 充電式電池及び使い捨て電池の分別方法について

●瀬戸内町では、乾電池に関しては有害ごみの日に回収していますが、令和3年7月からご家庭でお使いの充電式電池及び使い捨て電池（乾電池）の分別が始まりました。

下記に、種類ごとの分別方法を記載しますので、ご確認ください。

**尚、全ての電池が対象となりますが、自動車、バイク及びモーターボート等のバッテリーは収集出来ませんのでご注意ください。**

### ボタン電池の分別方法



●尚、搬出する際は左記の図のようにセロハンテープを両サイド（+極・-極）に貼り、極力濡れないようにした状態でお出しください。

### 使い捨て電池の分別方法（乾電池等）

● P8有害ごみ に記載している内容に従って出して下さい。

### 充電式電池が取外し可能な小型家電の分別方法



電動歯ブラシ



デジタルカメラ



充電式掃除機

**赤○の部分(充電式電池)のみ、有害ごみの日に透明な袋に入れて捨てて下さい。**

●充電式電池を取外した後の電化製品はP18以降のごみ分別表に従って出して下さい。

### 充電式電池が取外し困難な小型家電の分別方法



電子タバコ



電動髭剃り

充電式電池内蔵の小型家電はそのまま、有害ごみの日に透明な袋に入れて捨てて下さい。

**上記、充電式電池製品も衛生センター、加計呂麻クリーンセンターに直接持ち込むことができます。**

# 食品トレイ

# リサイクルしましょう!

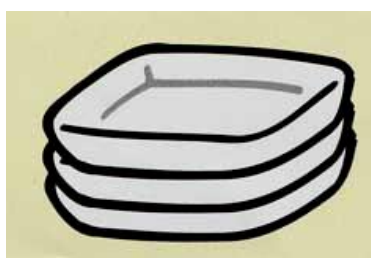
食品トレイは、白色トレイを中心に、リサイクルが進められています。

食品トレイやプラスチック製品の原料としても利用されます。また、各種文房具などに再生されます。

リサイクルすることで、ごみの減量化になりますので、リサイクルしましょう!

食品トレイは、資源として下記のお店が自主回収しています。

買い物ついでに、食品トレイをリサイクルしましょう。



- 水できれいに洗って乾燥させてから、リサイクルしましょう。

## Aコープ

では食品トレイの回収ボックスを設置してあります。ご利用下さい。



# 町が収集しないごみ

## 粗大ごみ

直接持ち込みまたは許可業者へ依頼

◎町では、粗大ごみの収集はおこないません。また、集積所へ出すこともできません。

◎一般家庭の「粗大ごみ」は、直接、衛生センターまたは加計呂麻クリーンセンターへ持ち込むことができます。

- ①布団・じゅうたん・ござなどの長尺物
- ②毛布、シーツなどはそのままごみ袋で出すことはできません。(30cm以内に切った場合はもやせるごみ)
- ③指定袋に入らないもの
- ④ソファやベッドなど大型家具など
- ⑤粗大ごみは自分で持ち込むか、または一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼してください。
- ⑥事業系の粗大ごみは、持ち込むことができません。

## 持ち込みできるもの



### 可燃性粗大



タタミ 家具 テーブル  
フトン ベッド じゅうたん

### 不燃性粗大



チャイルドシート オーディオセット  
乳母車 パイプハンガー 自転車

(注意) ・じゅうたん、ござ、ブルーシートなどもやせる粗大ごみは、幅120cm、長さ300cm以下に切ってから持ち込みをお願いします。

※衣類は、衛生センター・加計呂麻クリーンセンターに持ち込むことができません。ごみ集積所に出してください。



衣類(全て)  
「もやせるごみ」に出してください。

✕ 受付しません。

衛生センター  
加計呂麻クリーンセンター



集積所

許可業者についてのお問合せ

環境衛生課 72-1057(直通)  
衛生センター 72-1973(直通)



※その他の粗大ごみについては、ごみ分別表(P18~)をご覧ください。

# 町で収集・処分できないごみ

## 1. 二輪車リサイクル

二輪車リサイクルシステムは、国内メーカー及び輸入業者の自主取り組みによるシステムです。  
廃棄二輪車を廃棄二輪車取扱店において引き取り、リサイクル施設において適正処理・リサイクルを行うものです。

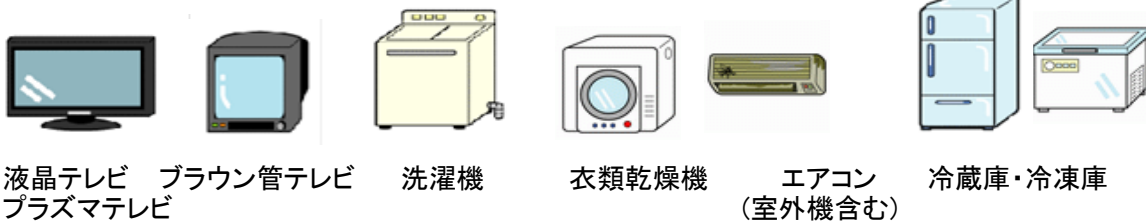
※2011年以降リサイクルマークの有無に関わらず、引取りが可能となりました。

リサイクルコールセンター 050-3000-0727

## 2. 家電リサイクル品

- 下記の電化製品は、回収しません。
- 家電販売店へ依頼してください。

●法律でリサイクルが義務付けられているもの。



### ◎処分方法

#### 1. 【買い替えの場合】

- ①使い終えた家電製品は、新しい家電製品を購入したお店に引取りを依頼します。
- ②回収とリサイクルに必要な料金は、販売店でお支払いし、家電リサイクル券を受け取ります。
- ③新しい家電製品を購入したお店が使い終えた家電製品を引取ります。



#### 2. 【処分みの場合】

- ・地元の電気屋さんを持ち込みをするか引き取りの依頼をする。  
(リサイクル料金及び収集運搬料金が発生します。)

※リサイクル料金は、家電製品のメーカーによって異なります。詳細は、下記の取扱店までお問合せ下さい。

喜島電気設備	72-0738
武原電気工事社	72-0617
高田電気	72-0577
ニシナ電器	72-0774
ホンダ電器商会	72-1217
みなと電気工事	72-2137
キヨハラ無線	72-0592
登電工	72-0495



### 3. 家庭系パソコンのリサイクル

(注意)

・パソコンの回収はしません。  
ごみ集積所に出さないで  
下さい。

●法律でリサイクルが義務付けられているもの。



デスクトップ型パソコン  
(本体・キーボードを含む)



CRTモニター  
(一体型PCを含む)



ノート型パソコン



液晶モニター  
(一体型PC含む)

- ①パソコンのメーカーに直接お申し込み下さい。
- ②メーカーよりお客様に「エコゆうパック伝票」が郵送されます。
- ③パソコンを簡易梱包し、伝票を貼付します。
- ④郵便局に持ち込むか、郵便局に戸口集荷を依頼します。
- ⑤集めた廃棄のパソコンを再資源化センターに配送します。

※リサイクル料金と送料など発生します。料金については、パソコンメーカーや郵便局にお問合せ下さい。

・平成15年10月1日以降に販売されたパソコンにはPCリサイクルマークがついています。  
これらのパソコンは製造したメーカーが無料で回収・リサイクルしています。メーカーに直接問い合わせください。

(参考)パソコン3R推進協会のホームページ：<http://www.pc3r.jp>



#### 家庭系パソコンの排出方法



## 4. 事業系一般廃棄物

事業系一般廃棄物とは、事務所・飲食店・商店・スーパーなどの事業活動に伴って生じたごみをいいます。  
事業活動で生じたごみは、

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第3条において、営利・非営利もしくは個人・企業を問わず、事業者は自らの責任において適正に処理することが義務付けられています。

町では、事業系ごみを回収しておりません。事業者自ら処理するか、一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼してください。

- 家庭ごみの集積所へ出すことはできません。

## 5. 産業廃棄物

事業活動に伴って発生する廃棄物で、法令で定められている20種類の産業廃棄物です。

(廃プラスチック、木くず、金属くず、廃油、がれき類、その他)

町の施設では、受け入れできません。

- 産業廃棄物収集運搬許可業者に依頼して下さい。



ドラム缶



トタン



コンクリートブロック

## 6. その他



消火器



ピアノ



FRPバスタブ



タイヤ



バッテリー



園芸用土



農薬、劇薬、



プロパン  
ガスボンベ



バイク



廃油



塗料

- 処理については、専門業者・メーカー・販売店にお問合せ下さい。
- その他のものはごみ分別表(P18～)をご覧ください。


# 生ごみの減量・堆肥化

◎生ごみは、自家処理に努めましょう。

コンポスト容器、生ごみ処理機などを使って、堆肥化しましょう。

◎生ごみ処理機設置補助事業を活用しましょう。

## 【補助内容】

処理機器	基数	補助額
 コンポスト容器	1世帯 2基まで	1/2以内 (1基)上限3,000円
 電気式生ごみ処理機	1世帯 1基まで	1/2以内 上限30,000円

## 【補助申請の方法】

※町内に住民登録のある方が、販売店で購入後、90日以内に①②③④をもって環境衛生課の窓口で申請をする。

- ①領収証
- ②預金通帳
- ③印鑑(認印でもよい)
- ④設置した写真

## 【お問合せ先】

役場 環境衛生課 72-1057(直通)

# 使用済みの食用廃油について

◎天ぷら油等の廃油は絶対に流しに捨てないで下さい。

◎凝固剤で固めたり、新聞紙やボロ布に吸わせたりしてもやせるごみに出しましょう。

正しく守られていないと...



・収集車で積み込みを作業をしている時



・中身が飛び散り、油を頭からかぶったり、通行人や車にかかることがあります。  
また、バイクや自転車が通行する際にスリップし交通事故の原因となります。



廃食用油類

# 衛生センター・加計呂麻クリーンセンター案内図

## ●瀬戸内町衛生センター



## ●加計呂麻クリーンセンター



## ●開設日(衛生センター・加計呂麻クリーンセンター)

施設へ持ち込みできる日	毎週月曜日～土曜日 (祝日と重なっても持ち込みできます。)
持ち込みできない日	日曜日と 1月1日から1月3日まで
持ち込みできる時間	午前8時30分から12時まで 午後1時から5時まで

※持ち込み時間を守りましょう。

【お問合せ】

衛生センター 72-1973

加計呂麻クリーンセンター 75-0727

●家庭ごみ(資源ごみ・粗大ごみ)を自分で持ち込むこともできます。

# 最終処分場の案内図

## ● 節子最終処分場



## ● 開設日(節子最終処分場・呑之浦最終処分場)

持ち込みできる日	毎週月曜日～日曜日 (祝日と重なっても持ち込みできます。)
持ち込みできない日	1月1日 から 1月3日まで
持ち込みできる時間	午前9時 から 午後5時まで

※持ち込み時間を守りましょう。

※ごみの不法投棄(ポイ捨て)は法律で罰せられます。